

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年6月11日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇.〇〇.〇〇日の県車両（〇〇）（以下「本件車両」という。）に関する運転記録及び修理した関係書類一式（H27～現在まで）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年6月25日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「平成27年11月19日から令和2年6月11日までの県有車両使用簿（〇〇）」（以下「本件公文書」という。）と特定した上で、条例第8条第1号に該当する情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年7月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和4年8月9日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類、期間中の点検等の関係書類抜いているので出せ。県との協議（R2.7.3）公開した窓口で次長及び課長補佐の説明を受けた中であるべき書類と特定したものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件請求において審査請求人が開示を求めている公文書は、平成27年11月19日から令和2年6月11日までの本件車両の県有車両使用簿（以下「本件公文書」という。）であると特定した上で、当該公文書に記載されている職員以外の個人の氏名及び住所は、それだけで特定の個人が識別することができるものであり、条例第8条第1号の「個人に関する情報であつて、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため」に該当するとして、本件処分を行ったものである。
- (2) 審査請求人は、「点検等の関係書類」の公開を求めて審査請求を行ったものであるが、点検とは、清掃・消耗部品の交換などを行い、使用時の不具合を予防することを目的とした定期的な作業のことをいい、修理とは、故障・破損・劣化などの箇所を本来の状態に復帰させることをいうことから、本件請求の「修理」には、「点検」は含まれないと解される。したがって、審査請求人の主張は、本件請求とは別の新たな公文書公開請求をしているものと認められる。
- (3) 以上により、実施機関は本件請求の記載内容から合理的に解釈できるものとして本件公文書を特定し、本件請求時に保有していた車両使用簿について、条例第12条第1項の規定により、本件処分を行ったものである。

なお、審査請求人は令和2年7月3日付けで当該車両に係る点検保険等の関係書類一式の公開を求める公文書公開請求を行い、令和2年7月16日付け南総第30786号により当該車両に係る点検整備記録簿を、同日付け南総第5245号により車検・法定点検に係る支出関係書類の部分公開決定を受けている。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年8月9日	諮問
令和7年2月18日 第2部会（第20回）	審議
同 年 3 月 1 8 日 第2部会（第21回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

実施機関は本件請求に係る公文書を本件公文書と特定して本件処分を行っている。

審査請求人は、あるべき書類、期間中の点検等の関係書類がないと主張しているため、以下、審査請求人がその存在を主張する公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

南部総合県民局の事務分掌を確認したところ、公用車の管理に関することについては、南部総合県民局地域創生防災部＜阿南庁舎＞の分掌事務とされており、実施機関である南部総合県民局県土整備部＜阿南庁舎＞は事務を所管していない。

以上により、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、不存在であるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	